

スノーピーク「ソリッドステーキ」に関する訴訟経緯及び今後の企業姿勢について

株式会社スノーピーク（代表取締役会長執行役員：山井太、代表取締役社長執行役員：水口貴文、本社：新潟県三条市、以下、当社）は、当社が 1995 年以来約 30 年にわたり展開してきたペグ製品「ソリッドステーキ」の形態と全部又は一部において同様の形態を有する製品を巡り、他社（以下、相手方）に対して提起していた不正競争防止法に基づく差止等請求訴訟（以下、本件訴訟）について、2026 年 4 月 8 日付の最高裁判所決定をもって司法手続が終結したことをお知らせします。

当社は、本件訴訟をアウトドア業界の健全な発展と、ものづくりへの真摯な姿勢を守るための重要な取り組みとして位置付けてまいりました。本件訴訟中にはお伝えすることができなかった経緯及び当社の見解、ならびに今後の企業姿勢について、下記のとおり報告します。

1. 訴訟提起の理由 — 「唯一無二」を守る経営判断

当社は、「人生に、野遊びを。」というコーポレートメッセージのもと、自然と人、人と人をつなぐ独創的な製品づくりを一貫して追求してまいりました。ソリッドステーキは、それまで業界に存在しなかった鍛造による堅牢無比なペグとして、1995 年に当社が世に問うた、当社のものづくり哲学を体現する製品です。当社は、当該製品の独創的な形態を保護すべく、1994 年に意匠登録出願を行い、1997 年に意匠登録第 990949 号として設定登録を受け、2012 年 5 月の意匠権の存続期間満了まで権利を維持してまいりました。

意匠登録は、特許庁の審査を経て、その形態が新規性等の登録要件を満たす独創的なものであると公的に認められたことを意味します。ソリッドステーキが発売当時において独自性を備えてい

たことは、この登録の事実そのものによっても裏付けられております。

本件訴訟は、当社の独創性と長年の市場努力によって築き上げた当該製品の価値が、同様の特徴を有する複数の後発製品の流通により希釈されている事態に対し、看過し得ないとの経営判断に基づき提起したものです。当社にとって、これは単なる一製品を巡る訴訟ではなく、①当社の独創的なものづくりに対する正当な評価と保護を求める、②独自に開発した製品が適切に保護される環境を維持し、我が国のアウトドア業界の健全な発展を図る、③ものづくりに真摯に向き合う全ての作り手の権利と尊厳が適切に守られる枠組みを構築する、という、当社の経営理念と業界に対する責任に直結する重要な意思表示でした。

2. 訴訟提起に至った経緯

ソリッドステークは、当社が独自に開発した鍛造ペグであり、1995年の発売以来、その堅牢性と独自の意匠から多くのお客様にご支持をいただいております。当該製品の形態は、当社の意匠権により2012年5月まで保護されておりましたが、相手方は、当社意匠権の存続期間満了の翌年である2013年から、当社がソリッドステークの重要な特徴の一部と考える、ハンマーのカギ部を引っかけるための穴及びロープを引っかけるためのフック等の特徴を有する鍛造ペグ製品（以下、相手方製品）を市場に投入し、商品展開を続けている状況にありました。

当社が相手方製品の販売について懸念していたのは、単なる形態の利用にとどまらず、以下のとおり、当社が長年の研究開発と市場開拓を通じて築き上げてきた製品価値及びブランド信用に依拠し、お客様の誤認や誤解を招くおそれがあると当社が考える点が散見されたことにあります。

- ・ 宣伝・訴求：業界に先駆けて当社が採用・確立した「鍛造」による製法を主要な訴求点として用い、ソリッドステークと同種の見せ方・訴求方法を採用して宣伝していたこと。
- ・ 当社名等の利用：強度試験等の比較・宣伝の場面において当社の社名・製品名に言及していたこと。

これらの行為も、形態の利用それ自体の当否とは別に、ソリッドステークを想起させ、お客様の誤解を招くおそれがあるものであったと、当社としては認識しておりました。

また、相手方は、相手方製品を市場に投入した後、ペグ収納用コンテナ、ペグ用ハンマー等の関連製品についても、当社製品と全部又は一部について同様の特徴又は形態を有する製品を製造・販売している状況にあり、相手方が他社の製品と一部について同様の特徴を有している製品を販売しているとの報告を受けていたという背景もございました。

当社は、当時のこうした一連の行為は、各製造者や職人が長年にわたって築き上げてきた製品価値、ブランド信用、そして製品開発に投じた研究開発投資の成果の全部又は一部を無償で享受するものであり、健全な市場競争の枠を逸脱した行為と評価されるものではないかと受け止めておりました。このような考えのもと、本件訴訟の提起に先立ち、当社は相手方へ書面を複数回送付し、任意協議の機会を求めてまいりましたが、抜本的な解決には至らず、過去の行為については損害賠償請求権が時効により順次消滅していく状況も踏まえ、やむを得ず司法による解決を求めるに至った次第です。

3. 本件訴訟提起後の経緯

2020年12月9日に本件訴訟の提起をお知らせするプレスリリースを公表した直後の同月11日、相手方は自社ウェブサイト等において、当社の訴訟提起を「決めつけ」「誤った印象を植え付けようとするもの」と表現する内容のプレスリリースを公開しました。

当社は、上記表現が当社の社会的評価及び営業上の信用を毀損するものであると当社が考えることを示した上で、二度にわたり、代理人弁護士を通じ削除又は修正を求めましたが、相手方は削除及び修正に応じませんでした。当社といたしましてはやむを得ず、2021年1月20日付で、本件訴訟の提起前にも、相手方が自社ブログ等において当社を批判する趣旨の投稿を複数回行っていたことも含め、当時の経緯を公表するプレスリリースを公開するに至りました。当社といたしましては、これら一連の経緯は、ソリッドステークを巡る今回の件の本質である「独創的な製品形態を巡る正当な権利保護」という論点からの乖離を生じさせるだけでなく、一方的な認識に基づく広報的応酬を生じさせたものと受け止めております。

4. 本件訴訟の判決の概要

本件訴訟の判決の内容をご理解いただく前提として、不正競争防止法による商品形態の保護の仕組みについてご説明します。不正競争防止法（第2条第1項第1号）は、商品の名称やロゴマークなど、需要者の間に広く知られた（＝「周知性」を有する）表示につき、他社が同一又は類似のものを使用することを禁止しています。商品の形態それ自体は、本来こうした「表示」には当たりませんが、①その形態が同種他製品と識別し得るほどの独自の特徴を備えていること（＝「特別顕著性」）、及び②その形態が特定の事業者の商品を示すものとして需要者に広く知られていること（＝「周知性」）が認められる場合には、例外的に、商品の形態も不正競争防止法上の保護の対象となり得るものと解されています。本件訴訟では、とりわけこの「特別顕著性」の有無が主要な論点となりました。

本件訴訟の判決においては、ソリッドステークの形態について、不正競争防止法により保護されるための要件である特別顕著性が、全部又は一部の特徴を共通とする後発製品の存在を理由として認められないと判断されました。

上記判断の理由の一つとして、第一審の裁判所は、下図のような考え方（枠組み）を示しました。この枠組みは、不正競争防止法という法律自体が定めているものではなく、第一審の裁判所が本件について示した法解釈です。

第一審が採用した "判断の枠組み" — 意匠権の存続期間の満了と不正競争防止法の関係

① 意匠権は存続期間の満了で消滅する — 制度上の原則



② 意匠権の存続期間満了後に不正法で保護される要件 — 第一審の「解釈」（＝争いのあった論点）

第一審の考え方では、満了後は「自由利用」が原則。再び独占させないため、次の3つを「すべて」満たす場合に限り保護されるとされました。



※「特別顕著性」＝同種他製品と識別できる独自の特徴。 「周知性」＝商品の形態が広く認識されていること。

【図】第一審が示した判断の枠組み

その上で、第一審の裁判所は、ソリッドステーキの特別顕著性の有無について判断するにあたり、比較対象となる同種製品を、ソリッドステーキの販売が開始された 1995 年当時の製品（同種製品の種類や販売数がまだ少ない）ではなく、2019 年以降において販売された製品（同種製品の種類や販売数が増加）とした上で、ソリッドステーキの特別顕著性は認められないと判断しました。

上記の第一審判決を踏まえ、控訴審においては、意匠制度と不正競争防止法による商品形態の保護の制度的調整が主要な争点となり、双方当事人から多くの有識者の意見書も提出され、当該審理の中で控訴審の裁判所は、本件訴訟は法律の解釈としても事実への適用としても非常に判断が難しいとの心証を示し、追加の証拠調べ等も行っている状況にありました。しかしながら、当該控訴審において 7 か月程度の審理がなされた後に、控訴審裁判所の裁判長が交代し、当該交代後には上記争点について特段審理されることなく、1 回の口頭弁論期日を経て手続が終結し、その後の控訴審判決においても、上記の制度的調整の是非について特に言及されることなく、当社による損害賠償請求時及び口頭弁論終結時においてソリッドステーキの全部又は一部の特徴と同様の特徴を有する後発製品が多数流通していたこと等を理由として、当該時点においてソリッドステーキの特別顕著性は認められないと判断されました。最高裁も、法律上定められた上告理由に該当しないとして、上告を認めない決定を行いました。

なお、第一審の裁判所が審理途中に心証を開示した際、ソリッドステーキの発売当時の同種製品と比較して「特別顕著性はある」「他の製品と異なる顕著な特徴を持っている」との裁判所の所見が示されており、第一審判決は、ソリッドステーキが発売当時において独自性を備えていた事実そのものを否定するものではございません。また、控訴審においては上記のとおり判断が非常に難しい事案であるとの心証も示されており、上告審決定も含め、ソリッドステーキの発売当時における特別顕著性の有無には言及しておらず、これを否定したものではないことは明らかです。

5. 本件訴訟の判決に対する当社の見解

当社は、確定した司法判断を真摯に受け止めております。一方、本件訴訟の判決の結論及び理由付けについては、ものづくりに携わる一企業として、また日本のアウトドア文化を担う事業者として、深い遺憾の意を表明せざるを得ません。

とりわけ当社は、1990年代以降、オートキャンプという新しい野遊びのスタイルを提案し、ソリッドステーキをはじめとする数々の製品を通じて、今日に続くオートキャンプシーンそのものを切り拓いてまいりました。その象徴ともいえるソリッドステーキについて、販売開始当時の特別顕著性は否定されていないとしても、権利を守るために意匠権を登録したことや、後発製品が参入したことを理由に、現時点における特別顕著性が認められないとすれば、我が国のアウトドア用品において特別顕著性が認められる製品は、もはやほとんど存在し得ないのではないかと危惧しております。独創的な製品を生み出し、自ら市場を切り拓いてきた事業者ほど、その形態が広く普及したがゆえに、かえって保護を受けにくくなる——この帰結は、現行法の解釈における「盲点」とも言うべきものであり、ものづくりに真摯に取り組んできた一企業として、まことに残念に思う次第です。このような状態が続けば、事業者が新たな挑戦や革新的な製品開発に踏み出す意欲そのものが損なわれ、ひいては真に革新的な製品が世に生まれにくくなってしまいうことを、当社は強く懸念しております。

当社が抱く四つの懸念

(1) 特別顕著性の否定がもたらす独創性保護の空洞化

長年にわたり市場で高い評価を得てきた独創的な製品形態についてさえ、全部又は一部の特徴を共通とする後発製品が販売されていること等を理由に、特別顕著性が認められないとされたことは、独自の創意工夫により製品を世に送り出してきた事業者の努力が、十分に法的に保護されない可能性を示すものです。

(2) 後発的に全部又は一部につき同様の特徴を有する商品を製造・販売する行為に対する抑止力の低下

意匠権の存続期間満了を待ち受けて同様の特徴を有する商品を投入する後発的な参入行為について、仮に本件訴訟の判決の論理が定着したような場合、そのような後発的商品が市場に供給されればされるほど、元の権利者による権利行使が制限されることになり、後発的な参入行為を行

う側にとってより有利な環境が形成されかねず、業界全体の創造への努力、独自のアイデアの創出への積極性、より魅力的な商品を世に送り出すことの重要性への認識が減退し、ひいては業界全体の魅力や活気が蝕まれることを懸念しております。

(3) 独創性を有する製品を開発した製造者が自己の権利や独自性を守ることについての予測可能性が失われること（ひいては法的に定められた知的財産権が有名無実となること）

本件の第一審判決が前提とした解釈では、意匠権を自らの努力で取得した者は、意匠権の存続期間満了後においては直ちに不正競争防止法による保護が受けられないこととされています。この意匠権を取得したことによる弊害に関しては、法律上何らの言及もなく、意匠権を得るに値する創作性のある製品を生み出した製造者の予測可能性を阻害するだけでなく、ひいては意匠権という制度自体の根底を揺るがしかねないものと考えております。このように意匠登録自体に所謂大きな副作用のある状態の中で、まさにデザイン等の特許権や実用新案権で保護されない製品開発に対する意欲が著しく阻害されることを、当社としては危惧しております。

(4) アウトドア産業の長期的発展への影響

独創的な製品開発への投資意欲を削がれることにより、結果として消費者の皆様にお届けできる選択肢の多様性が失われることを、当社は何よりも強く危惧しております。

本件訴訟における「意匠権存続期間と不正競争防止法上の保護との調整」という法解釈上の重要論点については、場合によっては特定の業界の衰退を招くことにもなりかねず、今後の立法政策及び判例の蓄積を通じて、独創的な製品開発に日々真摯に取り組む事業者の立場を踏まえていただいた上で、ものづくりの現場に資する形での議論が深まっていくことを、当社は強く願っております。

6. 今後の企業姿勢 — 唯一無二の製品創出への揺るぎなき決意

本件訴訟の結果は当社にとって誠に遺憾ではございますが、当社のものであり、ものづくりに対する信念は、いささかも揺らぐものではございません。本件訴訟を通じて改めて確信いたしましたことは、独創性と品質、そしてお客様の人生を豊かにするという当社の使命に対する変わらぬ責務でございます。

ます。

当社は今後も、

- ・他に類を見ない独創的な製品開発への投資を一層強化してまいります。
- ・意匠権、特許権、商標権をはじめとする知的財産ポートフォリオを戦略的に拡充し、模倣に対する備えを盤石にしております。
- ・業界団体及び関係官庁との連携を通じ、健全な競争環境の整備に向けた建設的な議論に貢献してまいります。
- ・法整備やこれを踏まえた司法判断において、独創的な製品開発における負担やリスクについてより深い理解をいただけるように、その結果にとらわれず必要な権利行使を躊躇せず行っていく所存です。
- ・何よりも、お客様一人一人に信頼いただける「本物」を、誠実に作り続けてまいります。

本件訴訟を通じ、多くのお客様、お取引先様、関係者の皆様より温かい激励のお言葉を頂戴いたしました。ご支援くださった全ての皆様に、心より御礼申し上げます。当社は、これからも自然と人、人と人をつなぐ唯一無二の製品を生み出すべく、変わらぬ情熱をもつてものづくりに向き合っております。